

## 第6章 政府支出と社会保障

### unit 22

**Check 1** × (厚生年金保険や共済年金などの報酬比例部分も含めて公的年金である。なお、自営業者は国民年金基金を設立し加入しない限り、適用される公的年金は国民年金のみである。)

**Check 2** ○ (公的年金の基金の管理・運用方法がどのような方式であれ、退職後の高齢期に資金が給付されることになれば、個人は過剰貯蓄を避けるため、年金分だけ若年期の貯蓄を減少させることが生涯を通じて合理的な資金配分となる。)

**Check 3** × (加入者以外に国が公的年金会計に繰り入れる国庫負担の財源は、最終的には加入者の負担する租税であるから、実質的な負担は減ったといえない。)

**Check 4** × (賃金収入が1円増えたときに、在職老齢年金の適用により年金受給が $t$ 円減少するとき、賃金+年金収入の観点から見れば、これは $t\%$ の所得税率に直面しているのと同じこととなり、(代替効果が大きい場合には)労働供給は減少する。(第5章, p.210 参照))

### unit 23

**Check 1** × (報酬額に応じて給付が増減するのは、公的年金保険である。診療報酬は治療の内容によって原則一律に点数(給付額)が定められている)

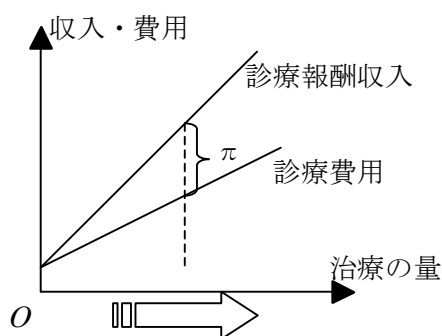
**Check 2** ○ (厚生省の統計(『医療費の動向』)によれば、介護保険が導入された2000年度は前年と比した1人あたりの医療費は、被用者(サラリーマン)・国民健康保険は増加しているが、介護保険の対象となる高齢者のみは減少した)。

**Check 3** × (感染症のように個人と社会の便益が乖離する場合は過小需要となり、情報の非対称性があり誘発需要を判断できない場合には過大需要となる (p.266-267 参照)。

**Check 4** × (以下の図を参照)。

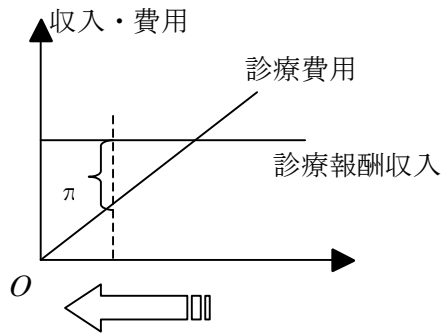
(a)の出来高払いでは治療の量を増やすと病院にとって収入から費用を引いた剰余( $\pi$ )は大きくなるため、治療の量は医学的に適正な水準より多くなりがちとなる。

(a)出来高払いのケース



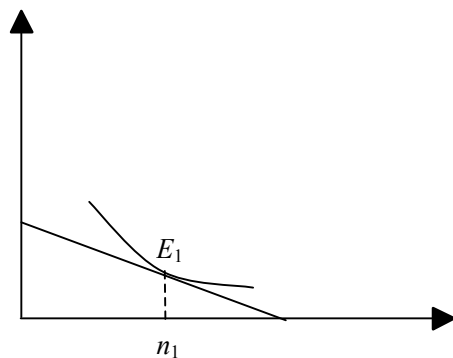
しかし、(b)の包括払いでは、治療の量を小さくすればするほど  $\pi$  が大きくなるので、逆に治療の量は医学的に適正な水準よりも小さくなりがちとなる。

(b) 包括払いのケース



unit 24

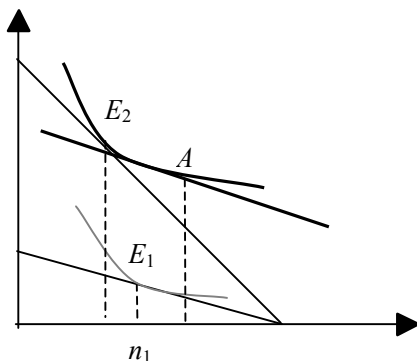
Check 1 ① 予算線と無差別曲線  $I_1$  の接点  $E_1$  に対応する、 $n_1$  だけの子供数となる。



② 予算線が変化し、傾きが急になった結果、新しい均衡点は  $E_2$  となったとする。このとき、

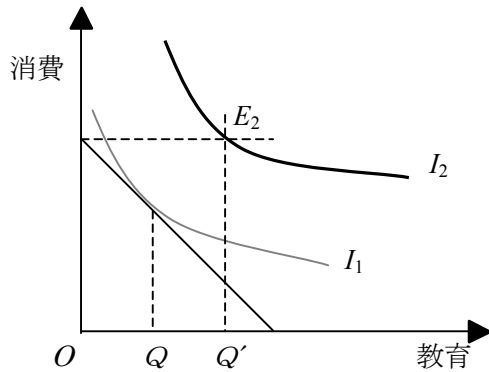
$E_1$  から  $E_2$  への変化を、 $E_1$  から  $A$  の部分と  $A$  から  $E_2$  の部分に分解して考える。

$E_1$  から  $A$  は所得効果であり、子供数  $n$  を増やす。  
 $A$  から  $E_2$  は代替効果であり、子供数を減らす。従って、所得効果が大きくなるときには子供数は増え、代替効果が大きくなるときには子供数が減って、少子化が起こる。

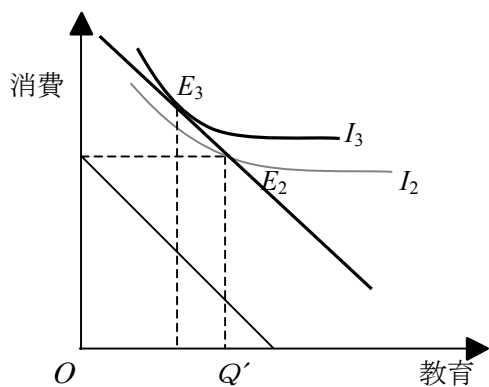


### Check 2

①  $Q'$  までの教育の給付によって、家計はより効用の高い無差別曲線  $I_2$  上の点  $E_2$  に至り、家計の効用は給付がない場合より増加する。



② 同額の現金給付を行い、その金額を家計が自由に配分することにより、 $E_2$  を通る新しい予算線と接する無差別曲線  $I_3$  上の  $E_3$  に至り、家計の効用は  $E_2$  よりも増加する。(教育のような、価値のあると思われる財であっても、過剰に配分されることで、歪みが生じることを理解しよう。)



### unit 25

**Check 1** 289 頁の第 2 パラグラフ、および、293 頁の第 2 パラグラフから第 3 パラグラフの部分のみよ。

**Check 2** 社会保険と公的扶助は給付要件とその原資調達に関して大きく異なる。国民年金は社会保険として位置づけられるが、社会保険給付は、一定期間定められた保険料を支払うという要件を満たすことを条件とする。社会保険は部分的に租税を原資にすることがあるが、原則、保険料で賄われ、その会計は政府の一般会計から独立している。そ

の一方、生活保護のような公的扶助には拠出要件はなく、全額租税によって賄われる。さらに、公的扶助は、ナショナル・ミニマムとしての生活水準を保障することを目的としている。生活保護の受給には資力調査を前提とし、その給付額は受給者の所得が一定水準の生活費に足りない部分を補うように算定される。一方、社会保険たる国民年金は拠出要件のみにしたがって金額が決定され、受給者が高所得者であろうが低所得者であろうが、その給付金額が変わることはない。

**Check 3** 290 頁の第 2 パラグラフをみよ。

**Check 4** 296 頁の第 3 パラグラフから 297 頁の第 2 パラグラフまでの部分をみよ。またコラム⑰も参考にせよ。

**Check 5** 図 16-1 (190 頁) におけるそれぞれの言葉を次のように変換して、189 頁の最後のパラグラフから 191 頁までの部分にそって説明を行えばよい。

「地方」→「受給者」

「中央」→「政府」

「放漫財政」→「貯蓄をしない (すべて消費する)」

「健全財政」→「貯蓄をする」

「支援」→「生活保護を給付する」

「不干涉」→「生活保護を給付しない」